

障害者のスポーツにおける Equity と Equality の視点 ～英国の事例から～

○ 田中暢子（英国ラフバラ大学大学院スポーツ・レジャー政策研究室）

鈴木秀雄（関東学院大学人間環境学部）

キーワード：Equity、Equality

I. はじめに

イングランドにおいて、スポーツは政策的ツールとして果たす役割が大きい。ブレア首相は、2002年の政策文書‘Game Plan’の中で、「スポーツは多くの政策目標を達成させる上で、政府に貢献することが多い」と述べている。たとえば、マイノリティ・グループに属すとされている障害者のソーシャル・インクルージョン(Social Inclusion)も、そのひとつである。障害者をスポーツという社会活動に参画させ、地域の一員として位置づけることを試みたのである。ブレア政権の政綱とされている第三の道で Giddens¹⁾は、平等はインクルージョンを指し、不平等は排除と定義した。そして、インクルージョンは市民権の尊重を意味すると述べている。

Equity と Equality は、市民のスポーツ権利を向上させ、また障害者のスポーツ推進のキーワードとして、障害児教育やスポーツイングランド（体育協会と同様の役割を担う協会）などで用いられている。しかし教育とスポーツ協会とでは、Equity と Equality の基盤となる概念に微妙な違いがある。リーダーズ英語辞典によれば、Equity は公正、Equality は平等と訳される。但し、Equity については公共政策の Fairness や Justice も時として公正と訳されており、混乱を避けるため、本稿では英語表記で示すこととした。Equality についても同様に英語表記とした。

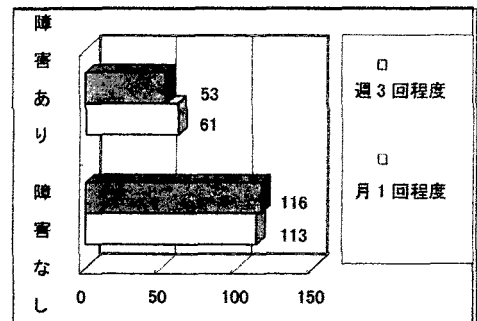
本研究では、この Equity と Equality の概念の違いに注目し、イングランドにおける障害者のスポーツ動向を概観する。

II. イングランドにおけるスポーツ参加率

1995年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）の施行は、障害を理由とした差別の全面撤廃を掲げ、障害者のスポーツにおいても、絶対的なスポーツ権利を保障した。これにより、障害者のスポーツの振興は、スポーツイングランドが取り組むべき最重要課題として再認識された。さらに、2000年の政府文書‘Sporting Future for All’により、スポーツ参加率の低い他の市民層（たとえば移民など）と共に、障害者も全レベルのスポーツ活動に参画する機会が保障された。

しかし、前掲のスポーツイングランドの2001年と2005年の報告によれば、障害者は依然として同年齢層の健常者と比べスポーツ活動への参加率が低く（参照：図1）、また障害児においては、参加する種目の数も少なかった。この衝撃的な報告は、改めて障害者に対するスポーツ活動の参加促進に取り組む必要性を再確認させた。

図1 イングランドにおける障害者と健常者のスポーツ参加の比較（参考文献²⁾を参考に作成）



注1：平均値は100

注2：全年齢層の月1回程度のスポーツ参加率は43%、週3回またはそれ以上は14.4%に対する比較値

Ⅲ. 障害児教育に関わる者の Equity と Equality の見解

障害者のスポーツ権利においては、政策の歴史と共に（参考：表1）、障害児に対する体育の概念変遷は注目に値する。1981年の教育法（Education Act）は、特別なニーズ（special educational needs：SEN）とは何かを示し、教育現場における Equal Opportunity を提唱した。

表 1 イングランド及び英国のスポーツ関連法案

年	法令や政府文書	目的・特色
1944	Disabled Persons Act	雇用
1975	Sex Discrimination Act	平等
1976	Race Discrimination Act	平等
1981	Education Act	SEN
1992	National Curriculum for Physical Education	児童権利
1993	'People with Disabilities and Sport: Policy and current / planned action'	政府文書
1995	Disability Discrimination Act	人権
2000	'Sporting Future for All'	政府文書
2001	Inclusion of Pupils with Special Educational Needs and Disability Act	SEN

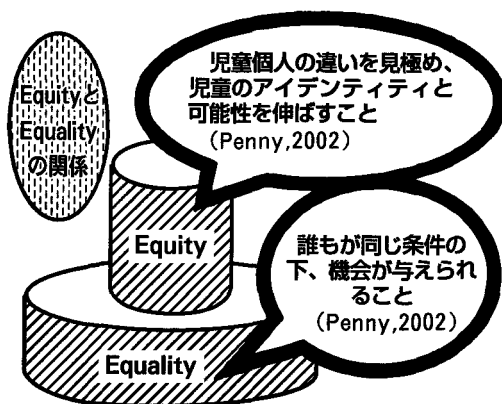
注1：' ' で示したものは政府発行文書である。

しかし、法案成立後から 1990 年代にかけて、民族や社会・文化的背景、または障害の種別や程度によって、単一的な Equal opportunity（それは個人の背景を考慮せず、時として自動的に提供される機会）を提供することはできないと議論されるようになった。この論点は、児童一人ひとりに違いがあること（Differency）、また、たとえ Equal opportunity を提供したとしても、Equal な成果を得るとは限らないことだった³⁾。こういった「違い」への認識は、児童のスポーツ参加へのアクセスや能力に至るまで、広範囲に及んだ。具体的には、児童個人の身体能力や過去の運動体験、個人のニーズ、家庭・生活環境に留まらず、学校の体

育施設の整備、体育に関する学校の方針などである。すなわち、個人因子（障害児個人の運動能力など）だけでなく、環境因子（障害児を取り巻く学校環境〔施設や教師の考え方など〕）によっても、平等で同じカリキュラムを提供するには限界があるというものであった。

この Equal opportunity がもつ限界への気づきこそが、児童一人ひとりの個性、可能性、身体能力、関心ごと、ニーズ、社会環境を重視させ、やがて Equity といった考え方の重要性を高めていくこととなる。

図 2 障害児教育における Equity と Equality の関係



1992年の体育に関するナショナル・カリキュラム（National Curriculum for Physical Education：以下「NCPE」と略す）は、Equity・Equality・インクルージョンを理念に置く。このカリキュラムは、障害を持つ児童を含む全児童に対し、広範でバランスの取れた体育授業を受ける権利を保障した⁴⁾。ところが、教師たちは時間に余裕がなく授業の準備不足がある結果、十分な体育指導をできない現状が学校現場にあった⁵⁾。言い換えれば、NCPEは、社会的に、そして道徳的に全児童（障害児も含む）が体育授業を受ける権利を示した。しかし、カリキュラムの質や内容は、学校や教師に依るといった危険因子が内在していた³⁾。

ブレア政権下では、社会的排除対策と可能性の再分配を達成するため、教育への投資を最優先課

題としている。しかし先に論じてきたように、平等な機会、いわゆる Equality に留まらず、そして障害児のニーズやタレント性を教師らが発見し育てられる Equity が実践されているかは疑問である。したがって、障害児の体育教育における社会的排除は、完全なる解決を見ていないのが実情である。

IV. スポーツイングランドの定義するところの Equity と Equality

スポーツイングランドによれば、「Equity とは、スポーツと “Equal Access” におけるフェアネスである：不平等に対する気づき、そしてそれらに対し対策を講じること」⁶⁾とし、一方、「Equality とは、個人を平等に遇することである」と定義した⁷⁾。

(1) Equity

2000年、スポーツイングランドは、スポーツにおける不平等としての課題 (issue) 解決に向けて、競技団体に ‘Equity Guideline’ を作成した。この中のターゲットグループは、①移民 ②障害者 (知的障害、視覚障害、聴覚障害、脳性麻痺、車椅子乗用者、切断 [amputee]) ③女性の3グループである。そして、5段階の Equity 実現のための過程として、①Equity 計画案、②情報収集、③協議、④定款の作成及び Equity 計画の実施案、⑤Equity 計画の実践・モニタリング (監視法)・評価を示した。このガイドラインには、「Equity とはフェアネスに関することである：権力、公平性、差別がない状態での資金と権利の活用 (分配) (または再分配)。すなわち、ソーシャル・インクルージョンを通じ、機会の公平性、個人の人権の是認といったフェアネスも含む」とする、よりビジネス的な観点の定義も掲載されている。

Equity を実践するスポーツ協会にとって、情報収集と分析は重要である。なぜならば、ターゲットグループに対し、組織としての社会支援の価値基準を定める鍵となるからである。Rawls⁸⁾は、社会的協働の公正な条項 (The fair terms of social cooperation) は、協働している人々が取り結ぶ合意によるべきと考えた。したがって、民主的社会的

のもと存在する合意の観念は、いかなるときも公正であり、その合意は分析を基盤にして決定される。障害者のスポーツが道徳的に必要だとされても、公正な条項により、例えば、移民を支援対象とし障害者を対象外としたり、同じ障害者でもメダル獲得が見込まれる車椅子の競技選手は支援するが、その期待がもてない脳性まひ者は支援しないと決定できる。つまり、支援対象の決定は、組織の価値に効果が期待できるものが優先事項を占める。Covellら⁹⁾はスポーツ組織と社会責任のジレンマについて議論する中で、法的な要求があろうとも、また道徳的に社会支援を行いたいとしても、全てを支援対象とすることは資金・運営の観点からも厳しいと示唆し、スポーツ政策の限界を指摘した。

一方で、2004年のスポーツイングランドの声明によれば、障害者のスポーツが十分に受け入れられていない背景に、多くの競技団体が障害者のスポーツは無関係であると考えていることに起因するとの見解を示した。これにより、スポーツイングランドは、障害者のスポーツを競技団体にメインストリーム (mainstream) させるため、障害者差別禁止法の理解を深めるよう、競技団体に再び働きかけている。

Equity Guideline により、各スポーツ協会が障害者のスポーツを推進するプロセスが示された。しかし前述したように、Equity を推進する構造には、公正な条項のもと、社会的排除といった新たな問題を誘発させる仕組みも存在する。今後、ガイドラインに沿った Equity の実現には、スポーツ協会はどのように費用を負担し、そして支援の度合いをいかに許容するかなど、突き詰めるべき問題は数多いと思われる。また、スポーツ競技団体によって、資金・政治における力関係の差があることも今後更なる議論がなされるべきであろう。

(2) Equality

‘Equity Guideline’ から4年遅れて、スポーツイングランドは ‘Equality standard’ を示した。Equity Guideline が、イングランドの競技スポーツ団体を中心に働きかけているのに対し、Equality

Standard はコミュニティのスポーツ協会やクラブを主な対象として発信されている。

Equality Standard は、スポーツの参画レベル（参加型のレベルから競技レベルまで）ごとに、期待される成果と課題とが、具体的に箇条書きで示されている。そして、市民をスポーツに参加させる機会の場を創造することを、アクティブコミュニティのスローガンのもと、優先的に取り組む事項とした。これには、地域のスポーツ活動を推進するリーダーやボランティアの育成を通じ、市民とコミュニティ間の連携とスポーツの構造化を促進させたいとの狙いがあるからである。つまり、地域に根付いた質の高いサービスや、スポーツへのアクセスを浸透させるには、まずは地域において、多くの人にスポーツの門戸を広げることが効率的であるとの考えの現われである。

V. おわりに

スポーツカウンスルが1993年発行した‘People with disabilities and sport: Policy and current/planned action’において、「スポーツの振興とは、基礎的なスポーツを学び、あるいは個人の選択と競技レベルにおいて、スポーツ活動に参加できるよう機会を提供するプロセスや社会構造を系統化していくことである」と定義している。2000年の‘Sporting future for all’のマニフェストでは、体育の授業を受けるに始まり、参加型のスポーツ活動レベル、積極的にスポーツ活動を行うレベル、競技レベルに至るまで、障害児者双方のスポーツ権利が広く示された。

積極的に政策を進めている英国でさえ、障害者のスポーツはいまだ発展の途上にある。Equity も Equality 両者とも、スポーツ振興を系統化させる重要な因子である。そのため、この二つの用語は時として、インクルージョンの視点に立ったとき、区別されず用いられることもある³⁾。しかし、障害児教育とスポーツ協会とでは、その領域の特徴が反映し、異なる解釈をもたらしていた。障害児教育においては、Equality は Equal Opportunity を提供すること、そして Equity は児童一人ひとりの違いを敬うことであり、ふたつの言葉は“教育の権

利”を基盤に置いていた。他方で、スポーツ協会に対しては、市民権としてのスポーツ参加の促進だけでなく、Equity はマネージメントの視座も基盤に置き、Equality は地域に活動の場を根付かせ、市民のスポーツ参加を拡大することを重点に置いていた。

イングランドには、社会階層による強固な社会的不平等が内在する。そのため、障害者も含めたマイノリティ・グループに対し、“スポーツにおける不平等”と戦い、そしてソーシャル・インクルージョンを促進させるために、Equity や Equality といった概念は今なお必要である。障害者のスポーツの発展には、個人に対する支援と社会構造の変化の両者に対する積極的な政策と理解がさらに求められる。

参考文献：

- 1) Giddens, A.(1988) *The Third Way, The Renewal of Social Democracy*. London: Policy Press, pp102-103.
- 2) Sport England (2005) *Participation in Sport in England: Sports Equity Index*. London: Sport England, 2005, p22.
- 3) Penny, D. (2002) ‘Equality, equity and inclusion in physical education and school sport’. In *The Sociology of sport and physical education*. London: Routledge, pp110-128.
- 4) DfEE/QCA(Department for Education and Employment/Qualifications and Curriculum Authority) (1999) *Physical Education: The National Curriculum for England*, London: HMSO.
- 5) Curtner-Smith, M.D. Kerr, I.G& Clapp, A.J.(1996) The impact of National Curriculum Physical Education on the teaching of health-related fitness: a case study in one English Town, *European Journal of Physical Education*, 1. pp.66-83.
- 6) Sport England (2000) *Making English Sport inclusive: Equity guidelines for governing bodies*. Sport England : London.
- 7) Sport England (2004) *The Equality Standard: A Framework for Sport*. London: Sport England.
- 8) Rawls, J. (2001) *Justice as fairness: A Restatement*. Cambridge: Harvard University Press, pp.14-18.
- 9) Covell, D., Walker, S. Siciliano, J.& Hess, P. (2003) *Managing Sports Organizations: Responsibility for Performance*. Thomson: Ohio, pp44-49.